

自転車のルールを今一度！

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 路側帯は左側を通行
4. 信号に従って通行
5. 自転車横断帯を通行する
6. 横断歩道は歩行者優先



自転車利用の事故が発生しています。
しっかり自転車の通行ルールを守って、
安全に利用しましょう！

★5月1日～5月31日は自転車月間です。

志賀交番だより

北警察署
052-981-0110
警察相談電話
#9110

愛知県警察
ホームページ



【検挙情報】

※令和7年3月中(暫定数)

清水ブロック管内(清水交番・志賀交番)

占有離脱物横領犯人 1名 を**検挙**！
(自転車)



契約は納得してから！



危険です ながらスマホで 踏むペダル
～自転車を安全に利用しよう～